

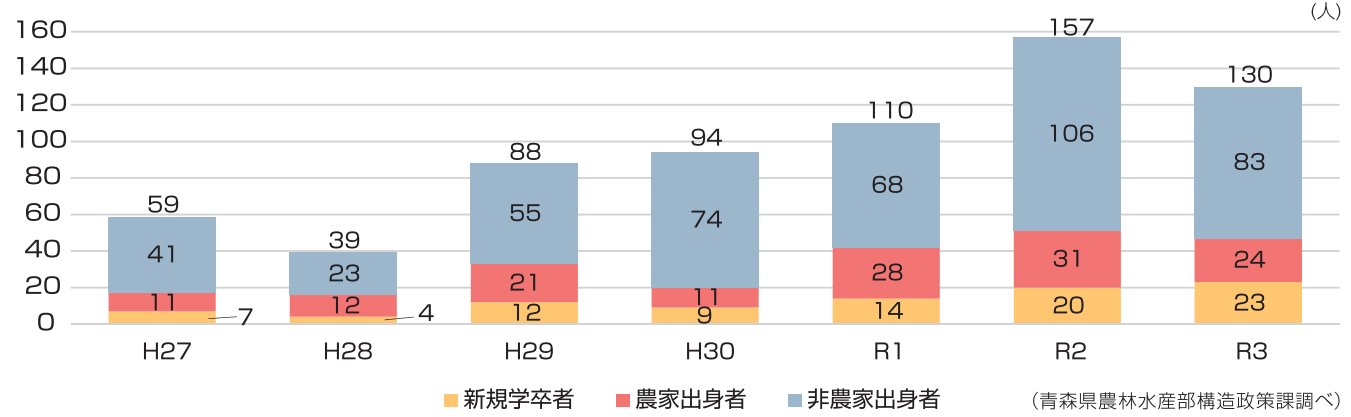
雇用就農について

1 新たに農業に参入するルート

身内に農家がない非農家出身者が、新たに農業に参入するためには、①農業経営に必要な農地、機械・施設や技術・信用・販路などを独自に確保し、農業経営を開始する「独立就農」と②農業法人に就職して農業に従事する「雇用就農」の2つのルートがあります。

近年、農業法人の増加を背景に、雇用就農を選択する人が増えており、令和2年度は、調査を開始して以降最も多い157人となり、その約7割が非農家出身者となっています。

■青森県内の農業法人への就職者数



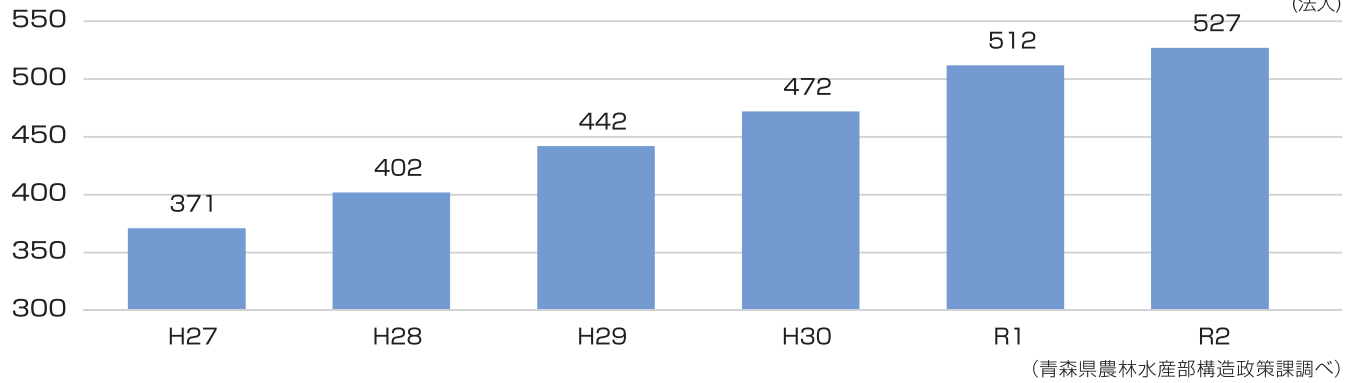
2 農業法人数の推移

本県の農業法人数は毎年増加しており、令和2年度時点で、527経営体となっています。農業法人と一口に言っても、家族だけで設立された法人(一戸一法人)から、従業員が何百人といった大規模な法人まで様々なタイプがあります。

また、多くの農業法人では、農作物の生産だけではなく、加工や直接販売に取り組むなど、経営の多角化が進んでおり、年間を通じて多様な人財^(※)を必要としています。

※青森県では「人は青森県にとっての「財」である」という基本的な考えから「人」「人材」などを「人財」と表しています。

■青森県内の農業法人数の推移



3 雇用就農のメリット

経営基盤を持たない非農家出身者が独立就農するには、農地の取得費や賃借料、機械・施設などの導入資金、種苗・肥料・農薬などの購入に必要な運転資金、さらには、経営が安定するまでの生活資金が必要です。令和3年度に全国新規就農相談センターが実施した調査によると、就農1年目にかかった金額は、平均約755万円となっています。

これに対して、雇用就農は、就農時の初期投資が不要で、会社員として給料をもらいながら農業に従事することができます。また、栽培技術や経営ノウハウなど、農業経営に必要な幅広い知識も、働きながら身に付けられるメリットがあります。

また、入社して経験を積んだ後は、段階的に各部門の責任者や取締役へとステップアップする人や、会社のサポートを受けて独立就農する人がみられるなど、従業員のキャリアアップに積極的に取り組む法人も増えています。

4 農業法人の労働環境

農業の生産現場では、労働力不足が深刻な課題となっています。このため、多くの農業法人では、優秀な人財の確保に向けて、男女別のトイレ・更衣室等の整備や育児・介護休暇の導入など、働きやすい環境づくりに取り組んでおり、福利厚生も整備されつつあります。

なお、一般の個人農家とは異なり、農業法人には、労働保険(労災保険・雇用保険)や社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入が義務付けられています。



5 求められる人財

農業法人では、農作物の栽培が得意な人だけではなく、新製品の企画・開発が得意な人、販売先の新規開拓に必要な営業力を持った人、スマート農業の普及に当たり、農業機械の整備やITに強い人など、幅広い人財を求めています。

そのため、採用に当たっては、農業経験よりも、農業への関心や向上心、チームワークへの適性、体力面が重要視される傾向にあります。

